民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱　新旧対照表

（赤字下線部改正点）

現行	改正案
民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱 制　　定　平成 24 年３月 22 日　こ監第 341 号（こども青少年局長決裁） 最近改正　令和３年４月１日　こ監第 228 号（こども青少年局長決裁） （第１条から第３条まで省略） （契約締結方法） 第４条　契約締結方法は、一般競争入札とする。 ２　前項の定めにかかわらず、一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度入札を執行する必要がある場合は、指名競争入札とすることができる。また、別表１に定める要件を満たすものについても、指名競争入札とすることができる。 ３　前２項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約とすることができる。 （１）売買、賃貸借及び請負その他の契約でその予定価格が別表２に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める予定価格を超えない場合 （２）契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 （３）緊急の必要により競争入札に付することができない場合 （４）競争入札に付することが不利と認められる場合 （５）時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 （６）再度の競争入札に付し落札者がない場合 （７）落札者が契約を締結しない場合 ４　設計委託契約において、設計者の創意工夫が必要となるため前項第２号に該当する場合においては、契約の相手方の選定にあたっての手続として、プロポーザル方式を用いることができる。 （工事の分離発注） 第５条　予定価格が合計で７億円以上の工事については、分離発注（「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」に定める工種（以下「工種」という）のうち、「建築」を主体とする工事と、「電気」及び「管」を主体とする工事（以下「設備工事」という）を、それぞれ別の事業者との間で工事請負契約を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。 ２　工事のうち設備工事の部分の予定価格が２億円以上の工事については、分離発注を行うものとする。 ３　社会福祉法人等が、横浜市から土地の貸与を受けて社会福祉施設等を建設する場合は、前２項に定める工事以外の工事についても分離発注に努めるものとする。 （第６条は省略）	民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱 制　　定　平成 24 年３月 22 日　こ監第 341 号（こども青少年局長決裁） 最近改正　令和５年４月１日　こ監第 298 号（こども青少年局長決裁） （第１条から第３条まで省略） （契約締結方法） 第４条　契約締結方法は、一般競争入札とする。 ２　前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札とすることができる。 （１）一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度入札を執行する必要がある場合 （２）別表１に定める要件を満たす場合 ３　前２項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約とすることができる。 （１）売買、賃貸借及び請負その他の契約でその予定価格が別表２に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める予定価格を超えない場合 （２）契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 （３）緊急の必要により競争入札に付することができない場合 （４）競争入札に付することが不利と認められる場合 （５）時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 （６）再度の競争入札に付し落札者がない場合 （７）落札者が契約を締結しない場合 ４　設計委託契約において、設計者の創意工夫が必要となるため前項第２号に該当する場合においては、契約の相手方の選定にあたっての手続として、プロポーザル方式を用いることができる。 （工事の分離発注） 第５条　予定価格が合計で７億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事については、分離発注（「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」に定める工種（以下「工種」という。）のうち、「建築」を主体とする工事と、「電気」及び「管」を主体とする工事（以下「設備工事」という。）を、それぞれ別の事業者との間で工事請負契約を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。 ２　工事のうち設備工事の部分の予定価格が２億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事については、分離発注を行うものとする。 ３　社会福祉法人等が、横浜市から土地の貸与を受けて社会福祉施設等を建設する場合は、前２項に定める工事以外の工事についても分離発注に努めるものとする。 （第６条は省略）

（契約手続等の決定） 第７条　社会福祉法人等は、前条第１項の規定に基づき一般競争入札を用いることを決定する場合は、一般競争入札に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。 （１）入札参加資格要件 （２）公告内容及び公告方法 （３）予定価格 （４）予定価格の事前公表の有無及び最低制限価格（工事、設計の契約に限る） （５）入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者 （６）入札結果公表方法 ２　社会福祉法人等は、前条第１項の規定に基づき指名競争入札を用いることを決定する場合は、指名競争入札に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。 （１）指名通知をする入札候補者 （２）予定価格 （３）予定価格の事前公表の有無及び最低制限価格（工事、設計の契約に限る） （４）入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者 （５）入札結果公表方法 ３　社会福祉法人等は、前条第１項の規定に基づき随意契約を用いることを決定する場合は、随意契約に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。 （１）随意契約とする理由 （２）見積徴収をする事業者 （３）予定価格 ４　前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等は、前条第２項の規定に基づきプロポーザル方式を用いることを決定する場合は、次の事項についても議決を行わなければならない。 （１）随意契約とする理由及び設計者の創意工夫が必要となる理由 （２）評価委員会の設置及び評価委員 （３）評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準並びに採点が同点の場合の措置 （４）公募型プロポーザル又は指名型プロポーザルの別 （５）公募型プロポーザルの場合においては参加資格要件 （６）指名型プロポーザルの場合においては要請者の候補者 （７）予定価格 （８）ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日時及び予定場所 （９）評価委員会の開催予定日時及び予定場所 ５　社会福祉法人等は、前条に定める理事会等を開催した場合は、各項に定める事項についての議決内容を明記した議事録を作成する。ただし、事前公表をしない予定価格及び最低制限価格については、議事録には記載しない。 （第８条から第９条までは省略する。）	（契約手続等の決定） 第７条　社会福祉法人等は、前条第１項の規定に基づき一般競争入札を用いることを決定する場合は、一般競争入札に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。 （１）入札参加資格要件 （２）公告内容及び公告方法 （３）予定価格 （４）予定価格の事前公表の有無及び最低制限価格（工事、設計の契約に限る。） （５）入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者 （６）入札結果公表方法 ２　社会福祉法人等は、前条第１項の規定に基づき指名競争入札を用いることを決定する場合は、指名競争入札に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。 （１）指名通知をする入札候補者 （２）予定価格 （３）予定価格の事前公表の有無及び最低制限価格（工事、設計の契約に限る。） （４）入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者 （５）入札結果公表方法 ３　社会福祉法人等は、前条第１項の規定に基づき随意契約を用いることを決定する場合は、随意契約に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。 （１）随意契約とする理由 （２）見積徴収をする事業者 （３）予定価格 ４　前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等は、前条第２項の規定に基づきプロポーザル方式を用いることを決定する場合は、次の事項についても議決を行わなければならない。 （１）随意契約とする理由及び設計者の創意工夫が必要となる理由 （２）評価委員会の設置及び評価委員 （３）評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準並びに採点が同点の場合の措置 （４）公募型プロポーザル又は指名型プロポーザルの別 （５）公募型プロポーザルの場合においては参加資格要件 （６）指名型プロポーザルの場合においては要請者の候補者 （７）予定価格 （８）ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日時及び予定場所 （９）評価委員会の開催予定日時及び予定場所 ５　社会福祉法人等は、前条に定める理事会等を開催した場合は、各項に定める事項についての議決内容を明記した議事録を作成する。ただし、事前公表をしない予定価格及び最低制限価格については、議事録には記載しない。 （第８条から第９条までは省略する。）

（予定価格） 第 10 条　予定価格は、入札又は随意契約に付する事項の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮し、設計事務所に意見を徴するなどにより、社会福祉法人等が適正に定めるものとする。 ２　工事の予定価格は、あらかじめ設計者が公共建築物の積算基準を参考として工事費を構成する各費目について算定して積算し、社会福祉法人等が決定するものとする。 ３　工事の予定価格は、入札執行後の公表とする。 ４　前項の規定に関わらず、工事の予定価格を入札執行前の公表とする工種及び予定価格は、次のとおりとする。 （１）ほ装、造園、電気、管の工種　５千万円未満 （２）前号に掲げるもの以外の工種　　１億円未満 （最低制限価格） 第 11 条　工事に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格に、10 分の 7.5 から 10 分の 9.5 の範囲内で理事会等の議決によって定める割合を乗じて得た額とする。設計に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格に、10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。 （一般競争入札及び公募型プロポーザルの公告） 第 12 条　一般競争入札においては、社会福祉法人等は、次に掲げる事項を、官報又は新聞に掲載することによって公告するものとする。 （１）入札の件名、概要及び履行期限 （２）入札参加資格要件 （３）提出書類 （４）入札説明書の配布方法 （５）入札予定日時及び入札予定場所 （６）予定価格（事前公表を行う場合に限る） ２　公募型プロポーザルにおいては、社会福祉法人等は、次に掲げる事項を、官報又は新聞に掲載することによって公告するものとする。 （１）委託名、委託内容及び履行期限 （２）提案書の提出者の資格 （３）受託候補者を特定するための評価基準 （４）提案書の作成要領その他関係書類の交付の期間、場所及び方法 （５）提案書提出の期限、場所及び方法 （６）ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日及びその他ヒアリングに係る事項 （７）関連情報を入手するための照会窓口 （８）採点が同点となった場合の措置 （９）その他必要と認める事項 （第 13 条から第 14 条までは省略する。）	（予定価格） 第 10 条　予定価格は、入札又は随意契約に付する事項の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮し、設計事務所に意見を徴するなどにより、社会福祉法人等が適正に定めるものとする。 ２　工事の予定価格は、あらかじめ設計者が公共建築物の積算基準を参考として工事費を構成する各費目について算定して積算し、社会福祉法人等が決定するものとする。 ３　工事の予定価格は、入札執行後の公表とする。 ４　前項の規定に関わらず、工事の予定価格を入札執行前の公表とする工種及び予定価格は、次のとおりとする。 （１）ほ装、造園、電気、管の工種　５千万円未満（消費税及び地方消費税相当額を含む。） （２）前号に掲げるもの以外の工種　　１億円未満（消費税及び地方消費税相当額を含む。） （最低制限価格） 第 11 条　工事に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格に、10 分の 7.5 から 10 分の 9.5 の範囲内で理事会等の議決によって定める割合を乗じて得た額とする。設計に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格に、10 分の８を乗じて得た額とする。 （一般競争入札及び公募型プロポーザルの公告） 第 12 条　一般競争入札においては、社会福祉法人等は、次に掲げる事項を、官報又は新聞に掲載することによって公告するものとする。 （１）入札の件名、概要及び履行期限 （２）入札参加資格要件 （３）提出書類 （４）入札説明書の配布方法 （５）入札予定日時及び入札予定場所 （６）予定価格（事前公表を行う場合に限る。） ２　公募型プロポーザルにおいては、社会福祉法人等は、次に掲げる事項を、官報又は新聞に掲載することによって公告するものとする。 （１）委託名、委託内容及び履行期限 （２）提案書の提出者の資格 （３）受託候補者を特定するための評価基準 （４）提案書の作成要領その他関係書類の交付の期間、場所及び方法 （５）提案書提出の期限、場所及び方法 （６）ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日及びその他ヒアリングに係る事項 （７）関連情報を入手するための照会窓口 （８）採点が同点となった場合の措置 （９）その他必要と認める事項

（入札） 第15条　入札には次の者が立ち会う。 （１）監事１名以上 （２）理事（理事長を除く。）２名以上。評議員（理事長の６親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）１名以上（評議員会の設置がない場合を除く） （３）横浜市職員１名以上 ２　建設主体が株式会社である場合は、原則として監事を監査役に、理事を取締役に、理事長を代表取締役に、それぞれ読み替える（次条第３項において同じ）。 ３　工事請負契約に係る入札においては、入札参加者全員に工事費内訳書を提出させるものとする。 ４　予定価格の事前公表をした場合は、入札の回数は１回とし、１回の入札で落札者が決定しないときは当該入札を不調とする。 （第16条から第20条までは省略する。） （工事等の入札結果及び契約内容の報告） 第21条　社会福祉法人等は、工事請負契約等（随意契約によるものを除く）の締結後、入札の結果及び契約内容を工事請負契約事業者決定報告書（第11号様式）によって市長に届け出る。 ２　前項に定める工事請負契約事業者決定報告書（第11号様式）の提出に際しては、入札立会報告書（第９号様式）を添付する。 （第22条から第24条まで省略） 附　則 （施行期日） この要綱は、平成24年４月１日から施行する。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成24年８月１日から施行する。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。 （適用開始日） ２　平成27年４月１日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。	（第13条から第14条までは省略する。） （入札） 第15条　入札には次の者が立ち会う。 （１）監事１名以上 （２）理事（理事長を除く。）２名以上 （３）評議員会がある場合は、評議員（理事長の６親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）１名以上 （４）横浜市職員１名以上 ２　建設主体が株式会社である場合は、原則として監事を監査役に、理事を取締役に、理事長を代表取締役に、それぞれ読み替える。（次条第３項において同じ。） ３　工事請負契約に係る入札においては、入札参加者全員に工事費内訳書を提出させるものとする。 ４　予定価格の事前公表をした場合は、入札の回数は１回とし、１回の入札で落札者が決定しないときは当該入札を不調とする。 （第16条から第20条までは省略する。） （工事等の入札結果及び契約内容の報告） 第21条　社会福祉法人等は、工事請負契約等（随意契約によるものを除く。）の締結後、入札の結果及び契約内容を工事請負契約等事業者決定報告書（第11号様式）によって市長に届け出る。 ２　前項に定める工事請負契約等事業者決定報告書（第11号様式）の提出に際しては、入札立会報告書（第９号様式）を添付する。 （第22条から第24条まで省略） 附　則 （施行期日） この要綱は、平成24年４月１日から施行する。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成24年８月１日から施行する。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。 （適用開始日） ２　平成27年４月１日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成 27 年 12 月１日から施行する。 （適用開始日） ２　平成 28 年４月１日以降に入札又は見積書の徴取を行う案件から適用し、同日前に行われた入札又は見積書の徴収については、なお従前の例による。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成 29 年７月１日から施行する。 （適用開始日） ２　平成 29 年７月１日以降に入札又は見積書の徴取を行う案件から適用し、同日前に行われた入札又は見積書の徴取については、なお従前の例による。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、令和３年２月１日から施行する。 （適用開始日） ２　令和３年２月１日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。 （適用開始日） ２　令和３年４月１日から適用する。	附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成 27 年 12 月１日から施行する。 （適用開始日） ２　平成 28 年４月１日以降に入札又は見積書の徴取を行う案件から適用し、同日前に行われた入札又は見積書の徴取については、なお従前の例による。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、平成 29 年７月１日から施行する。 （適用開始日） ２　平成 29 年７月１日以降に入札又は見積書の徴取を行う案件から適用し、同日前に行われた入札又は見積書の徴取については、なお従前の例による。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、令和３年２月１日から施行する。 （適用開始日） ２　令和３年２月１日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。 （適用開始日） ２　令和３年４月１日から適用する。 附　則 （施行期日） １　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。 （適用開始日） ２　令和５年４月１日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

（別表１）

指名競争入札にすることができる要件

契約の種類	予定価格
工　　　　事	１億円未満
設計、工事監理、調査、物品購入	制限なし

（別表２から別表４まで省略）

（別表５）

指名競争入札の場合の入札参加者数

<table>
<tr><th colspan="2">契約の種類</th><th>入札参加者数</th></tr>
<tr><td colspan="2">工事</td><td>８者以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">物品購入</td><td>1,000 万円未満</td><td>３者以上</td></tr>
<tr><td>1,000 万円以上</td><td>５者以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">設計、工事監理、調査</td><td>５者以上</td></tr>
</table>

（第１号様式から第 10 号様式まで省略）

（別表１）

指名競争入札にすることができる要件

契約の種類	予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）
工事	１億円未満
設計、工事監理、調査、物品購入	制限なし

（別表２から別表４まで省略）

（別表５）

指名競争入札の場合の入札参加者数

契約の種類	入札参加者数
工事	８者以上
物品購入	５者以上
設計、工事監理、調査	５者以上

（第１号様式から第 10 号様式まで省略）

（第 11 号様式）

年　　月　　日

横　浜　市　長

所　　在
法 人 名
代表者名

工事請負契約事業者決定報告書

次のとおり契約事業者を決定しましたので報告します。

1　契約内容
（1）契約件名
（2）契約年月日
（3）契約事業者の名称、代表者名、所在
（4）契約金額（税込）

2　入札結果
（1）入札年月日
（2）入札執行場所
（3）入札執行者名
（4）入札額

	事　業　者　名	1回目入札額	順位
1			
2			
3			
≀			

（5）落札（決定）金額（税抜）

3　予定価格等
（1）設計価格（税抜）
（2）予定価格（税抜）
（3）最低制限価格（税抜）

※　入札立会報告書（第９号様式）を添付してください。

（第 11 号様式）

年　　月　　日

横　浜　市　長

所　　在
法 人 名
代表者名

工事請負契約等事業者決定報告書

次のとおり契約事業者を決定しましたので報告します。

1　契約内容
（1）契約件名
（2）契約年月日
（3）契約事業者の名称、代表者名、所在
（4）契約金額（税込）

2　入札結果
（1）入札年月日
（2）入札執行場所
（3）入札執行者名
（4）入札額

	事　業　者　名	1回目入札額	順位
1			
2			
3			
≀			

（5）落札（決定）金額（税抜）

3　予定価格等
（1）設計価格（税抜）
（2）予定価格（税抜）
（3）最低制限価格（税抜）

※　入札立会報告書（第９号様式）を添付してください。